

電力・ガス取引監視等委員会

第63回料金制度専門会合

1. 日時：令和6年11月27日（水） 15：00～16：26
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、松村委員、村松委員、安念専門委員、大橋専門委員、大屋敷専門委員、川合専門委員、河野専門委員、新家専門委員、関口専門委員、東條専門委員、華表専門委員、平瀬専門委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○下津取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第63回料金制度専門会合を開催いたします。私は、事務局取引監視課長の下津です。よろしく願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、大橋委員、河野委員、関口委員は少し遅れての御参加となる予定です。

また、今回は議題4のみ、オブザーバーとして2023年度に料金改定を行った大手小売7電力各社が出席される予定です。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山内座長 山内でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今日の議題ですけれども、議事次第にあります5つということでございます。早速ですけれども、議題1に入ります。議題1は「ガス導管事業者の託送収支の事後評価について」であります。

まずは、資料3について、事務局から御説明をお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 ネットワーク事業監視課長の黒田です。よろしく願いいたします。

それでは、資料3を御覧いただければと思います。ガス導管事業者の託送収支の事後評価についてということでございます。本日、大きく2つのパートに分かれています。1つ

目が、2023年度・昨年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価でございます。2つ目が、一昨年度・2022年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の評価（フォローアップ）ということになっています。

まず、1. の2023年度の事後評価から御説明をさせていただきます。

3 ページでございますけれども、電力・ガス取引監視等委員会、こちら10月1日と11月22日におきまして、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2023年度における託送収支の事後評価等に関して、事務局が行った評価を料金制度専門会合において確認いただくということとされました。趣旨に書いてありますとおり、9月4日、27日、10月15日、11月7日に経済産業大臣及び各経済産業局長等から委員会に対して、ガス導管事業者における託送収支の事後評価について意見聴取がなされておきまして、これを踏まえて、事務局で実施した事後評価について御確認をいただくということでございます。

進め方の対象でございますが、託送供給約款等を定めているガス導管事業者の145社が対象でございます。このうち今回は、これまで意見聴取のあった137社。これは本年9月末までに昨年度の託送収支計算書を公表した事業者でございますけれども、この137社について確認をいただくということでございます。残りの8社につきましては、今後、意見聴取が行われますので、改めて本専門会合にお諮りすることと考えております。

評価内容でございますけれども、法令に基づく事後評価ということであると、ストック評価・管理評価という形で進めていければと思っております。

4 ページが対象事業者の数字を整理したものでございまして、一般ガス導管事業者191社、特定ガス導管社30社でございますけれども、今回対象となるのは、上の赤枠で囲っている合計137社ということでございます。

評価の進め方でございますけれども、昨年までと同様に、ガス事業法等処分審査基準に基づいて、以下の進め方で実施をしております。

まず①といたしまして、各社の超過利潤累積額が一定水準額を超えている事業者を抽出、これをストック管理と呼んでおります。

また②として、各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率、これが－5%を超えている事業者を抽出する、これをフロー管理と呼んでおります。

この①、②に該当する事業者につきまして、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるかを聴取するというものでありまして、②のフロー管理におきましては、変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性につい

て説明があった場合には、その理由が合理的か否かを確認することとしています。

これらの結果につきまして、次回以降の電力・ガス取引監視等委員会に報告をして、経産大臣及び経産局長等からの意見の求めに対する本委員会の意見を回答する予定としております。

6ページは、ストック管理・フロー管理を図形を用いて表したものであるということで、当期の超過利潤額の累積額を一定水準に達するかどうかを見ているのが上のストック管理、フロー管理は乖離率を見ているということでございます。

7ページは、今回のストック管理の基準の結果の概要ということでございまして、今回確認をしたところ、超過利潤累積額につきましては2社、エナジー宇宙（北本エリア）と小千谷市の2社が、超過利潤累積額が変更命令の発動基準の一定水準額を超過しているという状況でございました。

フロー管理のほうでございますけれども、こちらにつきましては7社、ENEOSエヌエルジーサービス、栃木ガス、鷲宮ガス、小千谷市、福山ガス、大牟田瓦斯、三愛オブリが-5%を超過しているという状況でありまして、このうちENEOSエヌエルジーサービスにつきましては、2024年4月1日に料金値下げを行っているということで、今回の対象からは除外をされているということでございます。

9ページでございますが、これらの事業者の料金値下げ意向ということでございます。まず、ストック管理の超過事業者2社でございますけれども、このうちエナジー宇宙（北本エリア）につきましては、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認しているということでございます。もう1社の小千谷市につきましては、来年4月に北陸瓦斯に事業を譲渡することを予定しているということでありまして、現在、対応を検討中という回答でございます。

10ページ、フロー管理のほうでございますけれども、乖離率が-5%を超過した7社のうちENEOSエヌエルジーサービスを除いた6社について事務局が確認をしております。3ポツでございますけれども、このうちの小千谷市以外の5社については、値下げ届出を提出する予定である旨を確認しております。

小千谷市については、先ほど申し上げたとおり、来年4月に北陸瓦斯に事業を譲渡することとしておるので、対応を検討中という回答となっておりますということでございます。

以上を踏まえまして13ページでございますけれども、法令に基づく事後評価の結果報告としましては、前ページまでの結果を踏まえて、本会合としては、以下の内容でとりま

とめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいかということで、2社、エナジー宇宙、小千谷市については超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。7社、栃木ガス、鷺宮ガス、小千谷市、福山ガス、大牟田瓦斯、三愛オブリ、ENEOSエヌエルジーサービスについては、乖離率が-5%を超過しているということですけれども、この上記事業者のうちエナジー宇宙（北本エリア）、栃木ガス、鷺宮ガス、福山ガス、大牟田瓦斯、三愛オブリの6社については、期日までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合は、原則として所管の経済産業局長の変更命令の対象となると。

なお、ENEOSエヌエルジーサービスについては、24年4月1日に託送供給約款の料金の値下げ届出が行われているため、変更命令の対象からは除外する。また、小千谷市については、来年4月に北陸瓦斯への事業譲渡が予定されているため、今後の対応を改めて確認するという結果報告案とさせていただきます。

今後のスケジュールでございますけれども、一番上が本日でございます。この結果については、まず意見回答①ということで、電力・ガス取引監視等委員会に報告をした上で経産大臣及び各経産局長等への意見回答をさせていただく予定です。

来年1月以降に残りの8社について、また料金会合でかけさせていただいて、監視等委員会から回答するという事をさせていただき、さらに5月目途で、今回23年度の値下げ届出対象となった事業者の値下げ内容の確認を行い、評価をとりまとめさせていただく予定としております。

まず、1つ目のパートは以上になりまして、2つ目で、2022年度・一昨年度にガス導管事業者の託送収支の事後評価で基準を超過した事業者の料金改定届出内容のフォローアップ評価に移らせていただければと思います。

16ページでございますけれども、2022年度の託送の事後評価においては、合計で8社が届出の対象になったということでございまして、このうちの2社については既にフォローアップ調査を行っておりますので、残りの6社について今回、届出の内容の評価を御確認いただきたいということでございます。

今回対象となる6社が18ページにある6社でございまして、ストック管理の基準超過対象となったのが①のENEOSエヌエルジーサービス、そして②の大津市、フロー管理基準の対象となったのが由利本庄市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、筑後ガス圧送の合計6社でございまして、このうちENEOSエヌエルジーサービスと筑後ガス圧送につ

いては特定ガス導管事業者、その他は一般ガス導管事業者となっております。

19ページでございますけれども、ストック管理の基準超過事業者に対するフォローアップでございますが、こちらにつきましてはENEOSエヌエルジーサービスと大津市が対象事業者となっております、これらの事業者が新料金における想定費用が適正に算定されているかを確認するという事で、具体的には(1)として、新料金の算定に当たって、還元額及び内部留保相当額が適正に反映(控除)されているか。2つ目が、新料金の原価算定について一般ガス導管事業者、これは大津市でございますけれども、これにおいては届出上限方式ではなく、総括原価方式により算定されているかという点を確認させていただき、この確認の結果、今般の料金改定が妥当とは言い切れない事業者については、2024年度の期中に事業者自ら需要量や費用の状況进行评估し、実績が想定と乖離している場合には、25年度の事業開始までに合理的な値下げをすることを要請するという事でございます。

まず、ENEOSエヌエルジーサービスでございますけれども、新料金の算定に当たって還元額及び内部留保相当額が適正に反映されているかという点、こちらは確認しております。

ちょっと細かいところは飛ばさせていただきます24ページです。今回、減少事業報酬額が72万7,000円と算定されます。こちらが新料金の算定から控除されているかというところについて確認いたしまして、控除されているということが確認されているという事でございます。

また、これを踏まえまして、託送供給依頼者へのヒアリング等を踏まえた需要量予測を実施し、新料金を設定しているという事で、24年4月1日から適用しているという事を確認しております。需要につきましては上段にありまして、まず原価算定期間が約27万/立米になっている。21~23年度については34万という数字でございますけれども、こちらについては大口需要先の設備稼働率が想定を上回ったことによる増が要因という事で、24年度の料金改定においては、契約情報を基に需要量減で想定をして、28万という数字で設定をしているという事を確認しております。

それから費用についても確認をした上で、乖離率の計算としまして、現行料金算定時の想定単価が立米当たり2.52円に対して24年度改定後の平均単価が2.20円という事で、12%の料金改定率という事でございます。

次に、大津市でございますけれども、大津市につきましては、先ほどの還元額、内部留

保額相当額についての計算上は、両方ともゼロということで、大津市が減少事業報酬額の算定が義務づけられていないということではございますけれども、次のページ以降で大津市が実施した料金改定値下げに係る検討結果を確認してございます。

大津市は自治体でございますので、議会に報告した資料等から確認をしているということでございます。まず、超過利潤が発生した要因分析でございますけれども、この中に伴うすごもり需要増ですとか、料金体系が細分化されていなかったことによる利潤の取り過ぎといったことを確認しております。

これに基づいて、大津市においては、過去実績を踏まえた需要予測ですとか現行料金を適用した場合の収益見込みと総括原価の算定による料金との比較により要値下げ額を算定いたしまして、これを新料金に反映させるということとしております。実際に適用区分の細分化を行った上で料金の改定を行っているということを確認しているということでございます。

さらに、大津市につきましては一般ガス導管事業者でございますので、総括原価方式と届出上限値方式、両方の方法で料金設定が可能なのですけれども、大津市においては、より精緻に算定され透明度が確保されると考えられる総括原価方式を採用して新料金を設定しているということを確認しているということでございまして、以上を踏まえて、ENEOSエヌエルジーサービス、大津市ともに、料金算定規則等に基づきいずれも妥当な新料金が設定されていると判断できるということでございます。

次に、フロー管理のフォローアップでございますけれども、こちら4社が対象になっておりまして、評価の基準といたしましては、まず(1)一般ガス導管事業者については、先ほど同様に、届出上限値方式ではなく総括原価方式により算定されているか。2点目が、想定需要量が2020～22年度等の需要量の実績や23年度の実績見込みを考慮した数字となっているか。さらには、想定費用も過去の実績や実績見込みを考慮した数字となっているかといったことを判断して評価しているということでございます。

まず34ページでございますけれども、今回、4社のうち一般導管事業者である由利本庄市、東海ガス、魚沼市については、いずれも総括原価方式により新料金を設定しているということを確認してございます。

次に想定需要量でございますけれども、こちら、いずれも過去実績や2023年度の実績見込みや今後の需要予測を踏まえて想定需要量を見積もっているということを確認しておりまして、④の東海ガスについては、過去の想定3年平均より実績が多くなっております

けれども、既存の需要家の需要量増が見込まれていたということで、これも改定後の料金の前提にも反映されているということでもあります。また、筑後ガス圧送についても、22年度途中から大口需要家が入って需要が伸びているということで、これも24年度以降の料金改定にも反映をしているということでございます。

また、費用につきましても、過去実績や2023年度の実績見込みを踏まえて想定費用を見積もっているということを確認しておりまして、実績よりも新料金の費用が大きくなっている魚沼市については、2020～22年度に実施していない定期検査の費用を計上しているとか、筑後ガス圧送については、需要先増に伴う人員増による労務費増等のためという理由を確認してございます。

以上を踏まえまして、料金の改定でございますけれども、いずれの事業者も値下げを実施しておりまして、10%台から、東海ガス（下仁田地区）については50%以上の値下げを実施しているということで、4社いずれも妥当な新料金が設定されていると判断できるとさせていただきます。2. のまとめでございますけれども、以上の22年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価において、ストック管理、フロー管理の基準を超過した事業者のうち、届出を行った6社の内容の確認を行ったところ、いずれも妥当な新料金が設定されていると判断できるという評価とさせていただきます。

私からの説明は以上になります。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました内容について、皆さんの御意見・御質問を御発言いただきたいと思います。御発言を希望の方は、今回はTeamsの挙手機能で意思表示をお願いできればというふうに思います。導管事業者の託送収支の事後評価ですが、いかがでしょうか。どなたか御発言御希望いらっしゃいますか。——特にいらっしゃらない。特によろしいですか。ありがとうございました。

それでは、特に事務局からのコメントというのもないですね。

それでは、本件について特に異論はないということでございますので、事務局案のとおり、審査結果を本委員会に御報告いただきたいと思いますというふうに思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきます。議題2は「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」ということと、議題3は「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」になります。ですので、議題2のガス小

売と議題3の電気小売については、両方とも御説明を事務局からいただいて、その後に御議論ということにさせていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○下津取引監視課長 取引監視課長の下津でございます。では、まずガスの小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価につきまして、右上資料4に基づきまして御説明をいたします。

スライドは2枚目でございます。2017年4月のガス小売全面自由化後におきましては、ガス小売事業者が設定する料金は原則自由ではございますけれども、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により、ガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、経済産業大臣が指定した供給区域等においては経過措置料金を存置することとなっております。

その経過措置料金につきましては、ガス事業法に基づきまして経済産業大臣が、原価算定期間終了後に毎年度、規制部門のガス事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっております。

現時点において経過措置料金規制の対象となる旧一般ガスみなしガス小売事業者でございますけれども、東邦瓦斯株式会社、熱海瓦斯株式会社、日本瓦斯株式会社、南海ガス株式会社の4社となっております。このうち原価算定期間が終了しております東邦瓦斯、日本瓦斯、そして南海ガスにおける2023年度の事後評価について、10月25日付けで経済産業大臣、そして関係する経済産業局長から電力・ガス取引監視等委員会に対して意見の求めがありましたので、本日は、事務局にて行いました評価を御確認いただきたいと考えております。

スライドは3枚目でございます。事後評価の方法でございます。事後評価に関しましては審査基準が定められておりまして、ステップ・バイ・ステップで行うということになっております。まずステップ1でございますけれども、規制部門のガス事業利益率による基準ということございまして、個社の規制部門のガス事業利益率の直近3か年度平均値が、全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の規制部門のガス事業利益率の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認します。

ステップ1の基準に該当するとなりましたらステップ2に参りまして、ステップ2では、前回料金改定以降の超過利潤の累計額が一定水準額を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認するということになってござい

ます。

ステップ2の基準にも該当するとなりましたらステップ3へ進むということになりまして、ステップとしては全部で5段階ございます。それぞれのステップで何をするのかというのは後ろのスライドにつけておりますので、御参照いただければと思いますけれども、最後のステップ5では、経過措置料金の料金変更に向けた申請命令を発動するかどうかの判断がされるということになっております。

スライドは5枚目まで行きます。今回の事後評価の結果についてこちらの表にまとめておりますけれども、ステップ1の基準について、東邦瓦斯、日本瓦斯、南海ガス各社における規制部門のガス事業利益率の直近3か年度平均値が旧一般ガスみなしガス小売事業者4社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを比べましたところ、南海ガスが当該基準を上回っておりました。ですので、上回っていない東邦瓦斯、日本瓦斯はステップ2に進まず、ここで評価は終了となりまして、南海ガスのみステップ2に行きます。

ステップ2の基準、超過利潤累積額による基準、又は自由化部門収支による基準によりまして南海ガスの評価を行いましたら、2023年度末における超過利潤累積額が一定水準額、ここでは本支管投資額でございますけれども、これを下回っていると同時に、自由化部門の収支が直近2年度連続で赤字ではございませんでした。したがって、南海ガスの事後評価に関しましてもここで終了ということになります。

したがって、今般の事後評価において、上記3社はガス事業法に基づく変更認可申請命令発動の要否の検討対象とはならないということになります。

以降のスライドで、今回事後評価の対象となりました3社の経営状況等を説明しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

続きまして、電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価につきまして、右上資料5に基づきまして御説明をいたします。

スライドは2枚目でございます。御存じのとおりでございますけれども、現在、全ての供給区域において経過措置料金が存置されております。2ポツ目でございますけれども、みなし小売電気事業者10社の電気小売経過措置料金につきまして、電気事業法に基づきまして経済産業大臣が原価算定期間終了後に、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うことになっております。

3ポツ目でございますけれども、今般、10月31日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に対しまして、みなし小売電気事業者10社のうち原価算定期間が終了

しております中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、九州電力株式会社における2023年度の事後評価について意見の求めがありましたので、ガスの事後評価と同じように、本日は事務局で行った評価を御確認いただきたいと考えております。

スライドは4枚目まで参りまして、事後評価の方法でございますけれども、例えばステップ1で、個社の規制部門の電気事業利益率の直近3か年度平均値がみなし小売電気事業者10社の規制部門の電気事業利益率の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認するといった、基本的な建て付けはガスのものと同じでございます、この建て付けに基づきまして評価を行いましたところ、今回の事後評価の結果でございますけれども、スライドは5枚目まで参ります。

こちらの表にまとめております。今回事後評価の対象となっております中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、九州電力株式会社につきましては、全社、規制部門の電気事業利益率の直近3か年度平均値がみなし小売電気事業者10社の規制部門の電気事業利益率の過去10か年度平均値を下回っておりまして、いずれの社もこのステップ1で評価は終了となっております。

したがいまして、2ポツ目でございますけれども、今般の事後評価において対象となりました3社につきましては、電気事業法に基づく変更認可申請命令発動の可否の検討対象とならないということになります。

こちらも、同じように以後のスライドで、今回事後評価の対象となりました3社の経営状況等を説明しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 どうもありがとうございました。

ということで、ガスと電気の小売経過措置料金の事後評価、基本的に特に何か変更命令等の要請はないということではありますが、いかがでございましょうか。皆さんの御意見・御質問で御発言いただきたいと思いますが、これも挙手機能で発言御希望の方お知らせいただければと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。——特によろしゅうございましょうか。

事務局のほうでまとめていただいた事後評価案についてでございますが、御質問・御意見等特になければ、御了承いただいたということで、先ほどと同様に、審査結果を事務局案のとおり本委員会のほうにお送りいただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

それでは、議題4に移ります。議題の4は「電気の規制料金の審査を踏まえた対応について①」ということで、調達効率化に向けたフォローアップであります。

これは関係事業者の方に入室いただくということになってはいますが、大丈夫ですか。

それでは、議題4の今申し上げたフォローアップ、これについて事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○下津取引監視課長 取引監視課長の下津でございます。「電気の規制料金の審査を踏まえた対応について①」につきまして、右上資料6に基づきまして御説明をいたします。

スライドは2枚目でございます。本件は、昨年大手電力7社の電気の規制料金の変更認可に係る消費者庁との協議を踏まえて行っているものでございまして、調達の効率化に向けて2023～2025年度を集中改善期間としまして、調達効率化に向けたロードマップを大手電力7社に策定してもらい、その進捗状況等を我々事務局でフォローアップしますとしていたものでございます。

本日は、ロードマップを作成していただいた後の最初のフォローアップを行いましたので、その実施状況を御報告させていただきたいというふうに考えております。

資料は4部構成としておりますけれども、前回会合でいただいた御意見の説明は割愛させていただきまして、早速ではございますけれどもフォローアップの方法から参りたいと思います。

スライドは7枚目でございます。こちらは本年4月に開催させていただきました第55回料金制度専門会合の資料の一部でございますけれども、フォローアップに当たりましては、ロードマップに記載の効率化施策の進捗状況を確認するとともに、実績コストの推移も併せて確認するとしておりました。実績コストの推移の確認に当たっては、修繕費などの固定的な費目の合計額に着目するとともに、そのコスト水準の立ち位置を分かりやすくする観点から、査定額との比較を行いつつフォローアップを行うこととした次第でございます。

スライドは8枚目でございます。具体的にどの費目を見るかということでございます。先ほど実績コストと申し上げましたけれども、実績コストと考えておりますのは、この一番右の分類③という欄にある赤色の網かけ部分でございます。ただ、前回の会合で川合委員のほうから、燃料費についても見る必要があるんじゃないか、また損保会社間でのカルテル問題を受けまして、損害保険料についても精査が必要ではないかという御意見をいただきまして、実績コストに追加して燃料費、他社購入電源費、損害保険料も確認をすると

整理をいたしました。

スライドは9枚目でございます。それぞれの確認内容でございます。まず、燃料費、他社購入電源費でございますけれども、燃料費、購入電力料に関しましては、各事業者には前年度との比較を行ってまいりまして、事務局において市況の動きを確認し、前年度からの主な増減要因や費用低減の取組等についてヒアリングを実施し、市況の値動きと照らして問題がないか等を年に1回確認をすることとしております。

スライドは10枚目でございます。こちらは損害保険料でございますけれども、既存契約に関する基本情報、既存契約に関する契約先の選定方法、損害保険会社のカルテル事案を受けて選定方法の見直しを行ったかどうかというものを確認します。

そして、いわゆる実績コストでございますけれども、スライドは11枚目でございます。各事業者には年に1度、実績コストを事務局に報告していただき、その際に実績コストと認可原価の差異を自律的要因と他律的要因に分けて報告してもらい、事務局でヒアリングを実施し、その妥当性等々を確認するとしております。

2つ目でございますけれども、ロードマップに記載された各施策につきましては、年に2度、その進捗状況などを報告してもらおうと考えております。ただ、ロードマップに関する個別の内容につきましては、個社の競争情報等に当たることから、原則、非公開として扱うということで確認をさせていただくと整理をしております。

今回のフォローアップの結果でございます。スライドは13枚目まで参ります。まず燃料費でございますけれども、各社から提出されました2023年度実績をしてみると、この下に表でまとめておりますけれども、全ての事業者で前年度から大きく減少をしております。主な原因は燃料価格の大幅な低下ということでございまして、これは市況の傾向とも一致しているということを確認いたしました。

他方で、確かに燃料費は外的要因に大きく影響されるのですが、4ポツ目、価格競争力のある燃料の調達ですとかAI技術を用いた燃料最適化など、各社がそれぞれ工夫を凝らして燃料費の調達効率化を図っている様子も確認された次第でございます。

なお、5ポツ目でございますけれども、燃料費は各社減少しているのですが、その減少は燃料費調整制度によって料金に反映されて、消費者に還元されているところでございます。

以降は、市況についてグラフでまとめております。

スライドは17枚目まで参りまして、購入電力料でございます。各社から提出されまし

た2023年度実績を見てみますと、下に表でまとめておりますけれども、北海道電力を除きまして前年度から大きく減少をしております。主な原因は燃料価格・市場価格の低下や取引量の減少ということで、市況の傾向とも一致していることを確認しております。

北海道電力につきましては、市場価格の低下はあったのですが、電力トレーディング取引の実施によりまして、購入する電力の規模自体が増加したということで、購入電力料が前年度よりも増加しているということでございました。

スライドは19枚目まで参ります。損害保険料でございます。各社の既存契約のうち、金額が大きいものの上位件数、具体的には合計で損害保険料全体の9割以上となるものにつきまして確認をいたしました。

一部、入札や見積り合わせを実施していないものがありましたけれども、契約の相手方が限られる案件ですとか、共同保険で契約しているものなど、随意契約とすることについて合理的な理由があることを確認した次第でございます。

なお、4ポツ目でございますけれども、損害保険料に関する確認につきましては、カルテル事案を受けて確認するものでございましたので、確認は今回のみとさせていただきたいと考えております。

実績コストでございます。こちらにもまとめておりますけれども、スライド21を見ていただいたほうが分かりやすいように思いますので、スライド21に参ります。2023年度の実績と認可原価を比較しております。全ての事業者において実績コストが査定額を上回っている状況ではございますけれども、その要因を確認しますと、各社がロードマップ等に基づいて効率化を実施した効果というものは発現しているのですが、資材費や労務費の上昇等の外的要因に大きく影響を受けるものですとか、計画外の追加の修繕工事等々の各社の事情によりまして、今こういう状況になっているということでございました。

スライドは22に参ります。こちらはロードマップにおける効率化施策等の進捗状況の確認でございます。ロードマップに織り込まれた効率化施策につきましては、全ての事業者においておおむね計画どおりに進んでいることを確認しました。

このスライド下半分に表をつけておりますけれども、これは各社のロードマップ等における効率化目標額とロードマップに記載の取組の効率化の成果を金額ベースでまとめたものでございます。ロードマップについては、効率化施策の特性に応じて、各事業者において進捗状況を確認するための指標を設定しております。効率化の取組の目標や進捗評価において金額以外の指標を用いている場合もございますので、この目標額と実績額の差のみ

によって進捗を評価するものではないのですけれども、2025年度における効率化実績額、ここでは2023年度の実績というのを書いているのですけれども、毎年度見ていきまして、2025年度における効率化実績額が効率化目標額を上回れば、結果として経営効率化に係る削減額以上の効率化を行ったことになるということでございます。

スライドは23枚目になります。ロードマップの進捗状況の確認などにつきましては、消費者庁にも参画していただき行った次第でございます。実施日等々につきまして、この表にまとめております。

スライドは26枚目まで参ります。こちらは報告ということになりますけれども、前回の料金制度専門会合では、需要家への分かりやすい情報発信に貢献するべく、当委員会のホームページにおいて各事業者が行う情報発信の内容をまとめた特設サイトを新たに設けたいと思いますと申し上げておりましたけれども、実際にそのようなサイトも作成させていただきました。ここにURLを記載しておりますので、ぜひ御覧になっていただければと思っております。

最後でございます。次回フォローアップの進め方でございます。このフォローアップにつきましては、基本的には半年に1回のペースで行おうと思っております。年度の数字が出てくる11月頃に1回、そこで実績コスト等の進捗を見ると。それから半年後、大体5月頃ということになりますけれども、そこではロードマップに記載した各施策の取組状況等々について確認をしていこうということを考えております。

次回のフォローアップでございますけれども、次は来年5月頃を予定しておりますけれども、2024年度中に取り組んだ効率化施策の進捗状況の確認と、2025年度のロードマップへの反映事項の確認を行いまして、また料金制度専門会合に御報告させていただきたいと考えております。その際の報告に当たりましては、競争に影響を与えないように留意しつつということになりますけれども、各社の取組の状況を紹介させていただければと考えております。

私からの報告は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、規制料金の審査を踏まえた対応（効率化のフォローアップ）、これについて御説明いただきましたので、御質問・御意見あれば御発言願いますが、いかがでしょうか。

新家委員、どうぞ御発言ください。

○新家委員 ありがとうございます。みずほ証券・新家です。1点お願いと、こうした

らいいんじゃないでしょうかという意見、2つ申し上げたいと思います。

今回の効率化のフォローアップで、特に費目としては燃料費と購入電力料の部分についてコメントしたいと思います。もちろん、先ほど事務局の皆様から御説明あったとおり、競争に影響範囲内でのフォローアップというところはあるかなとは思いますが、どこまで情報開示いただけるかというのはあると思うのですが、特に燃料と購入電力料は市況に非常に左右されて費目が動きますので、文書で書かれているようないわゆる自助努力で効率化した部分というのが、例えば、定量的にどのくらい効果があったのかというものの各社様ごとの取組が数字でもし可視化できるのであれば、そういったものが情報開示としてあると、より効率化の御努力がしっかり理解されていいのかなというふうに思いました。これが1つです。

もう一つは、こういうことはできますかという御要望になりますけれども、私が電力会社の財務分析とかする上においては、燃料費と購入電力料というのは、いわば両方とも電力を生み出すための限界コストのような位置づけとして、より最近は一体的な運営も各電力会社でもされているかなと思います。つまり、例えば市場のほうが安ければ、自社火力の稼働よりも市場からの調達を優先するとか、そういった選別というのも効率化努力の一つとしてやっているかなと思いますので、費目ごとのレビューをするとともに、燃料費と購入電力料を合わせた形でどういうふうに電源調達コストの最適化に取り組んでいるのか、そういったところについての御評価とかフォローアップというのをしていくといいのかなというふうに思いましたので、こういった点については、もし御検討いただけるのであればお願いしたいなと思います。

私のほうからは以上です。

○山内座長 ありがとうございます。事務局からあるいは事業者さんからのコメントについては、皆さんの御意見を伺った最後をお願いしたいと思います。

ほかに御発言御希望いらっしゃいますか。

消費者庁の浪越オブザーバーからお手が挙がりましたので、もし委員の方があれでしたら、浪越オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○浪越オブザーバー 消費者庁の浪越でございます。事務局に1点お願いがございます。各事業者の規制料金の原価やその前提となる総原価についての認可後の状況を把握することは重要と考えております。そのため、認可原価と比較した2023年度、2024年度の各電力会社の総原価について、2026年11月の会合でお示しいただけないでしょうか、という

お願いでございます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。後ほど事務局からお答えいただきます。

ほかに御発言御希望いらっしゃいますか。――よろしいですか。

それでは、事務局から、今2つ御意見・御質問が出ましたので、コメントをお願いしたいと思います。

○下津取引監視課長 御意見賜りましてありがとうございます。

まず、新家委員のほうから2点御意見をいただきました。1点目が、料金と購入電力料のところ、どこまで情報開示ができるかと、具体的取組についてなるべく公開してもらえないかということだったと思います。この点につきましては、今回フォローアップの対象となっております電力各社、いわゆる競争関係にあるということもございますので、競争に影響を与えないように留意ということになるのですけれども、いただいた御意見も踏まえて考えていきたいというふうに考えております。

それから燃料費、購入電力料についても御示唆をいただきました。こちらについても、現時点で具体のものがあるということではございませんけれども、こちらも頂戴しました御意見も踏まえて考えていきたいと思っております。

消費者庁の浪越オブザーバーから、来年11月頃に予定されている料金制度専門会合において総原価の額を示してほしいという御意見をいただきました。こちらも来年度の11月頃に予定されているこの会合に向けて、御提案いただいた点も含めて検討をさせていただきたいというふうに思っております。

事務局からは以上でございます。

○山内座長 よろしいでしょうか。ということで、事務局のほうとしてもできる限り対応ということでお答えいただきました。

ほかに御発言よろしいですか。

河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員 河野でございます。御説明ありがとうございます。先ほど手を挙げればよかったのですけれども、すみませんでした。

私からは、こういった効率化の取組というのが社会や消費者にしっかりと受け止められるかということがとても気になっておまして、今回、電力・ガス取引監視等委員会のホームページにおいて、各社様の取組に関して、これは私も見せていただいたのですけれ

ども、分かりやすい情報提供がされているということで、こういう形で取り上げてくださったことを感謝したいと思います。

実はつい先般も、消費者の集まりの中で、電気料金ってどうやって決まっているのだろうか、少しでも電気料金を安くするにはどういうことができるのだろうかというふうなことで、2時間程度意見交換の場に出させていただいたのですけれども、なかなか規制料金と自由料金の違いですとか、2022年後半から2023年にかけて、なぜ電気料金があんなふうな形で、規制料金ですけれども値上げとなってしまったのかという、その辺りに対してまだまだ社会の認識というのが十分ではないということを私も知って、逆に驚いたといひましようか、なかなかこれって伝わらないんだなというふうに自覚したところでございます。

そのときにも、電力・ガス取引監視等委員会のホームページ等に情報がしっかり出ているから、いろいろなSNSの情報に惑わされないようにして、こういったところからしっかりと、自分が契約している電力会社さんがどういう取組をしているのかということは確認してほしいということを伝えてきましたので、これからもぜひ分かりやすい情報提供をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長　　ありがとうございます。コメントということでよろしいですか。

事務局から何かありますか

○下津取引監視課長　　河野委員、ありがとうございました。分かりやすい情報発信というのは、我々も認識しておりまして、今回、こういう形で特設サイトを作らせていただきました。今回作らせていただいたものですが、継続してより分かりやすくするように取り組んでいきたいと思ひます。

それから消費者向けの情報発信ということで少しだけ申し上げさせていただきますと、我々、電力・ガス取引監視等委員会のウェブサイトには消費者向けのページもございまして、その中で、例えば勧誘を受けたときにはこういう点に注意してくださいという情報発信を、3月、6月、9月、12月ということで定期的にやっておりますし、それ以外にも、これは早目に消費者の方々に情報提供すべきだという案件があれば、不定期にウェブサイト、そして経済産業省のXなどを通じて情報発信をしているところでございます。我々が持つてるツールを使って、引き続き消費者に対する分かりやすい情報発信に努めていきたいと思ひっております。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議題4の調達効率化のフォローアップ、以上とさせていただきます。特に大きな御反対とか修正等もなかったと思いますので、これも事務局案のとおり進めていただきたいというふうに思います。

それでは、議題4のみ参加のオブザーバーの方におかれましては、恐縮でございますが退出をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、議題5に進みます。議題5は、「電気の規制料金の審査を対応について②（事業報酬の算定における自己資本比率に係る確認）」ということであります。

それでは、資料7ですが、事務局から御説明をお願いいたします。

○下津取引監視課長　　引き続き、取引監視課長の下津が御説明をいたします。「電気の規制料金の審査を踏まえた対応について②」につきまして、右上資料7に基づきまして御説明をいたします。

スライド2枚目に参ります。本年5月、6月ですけれども、規制料金の料金審査ルールについて、当面の対応としてアップデートが必要な点について、この料金制度専門会合で御議論をいただきました。論点の1つに、事業報酬の算定に用いる自己資本比率に係るものがございます。本件は、その自己資本比率について、今年の5月、6月の御議論を踏まえて行っているものでございます。

どのような議論があったのかということでございますけれども、スライドは一旦3枚目に行かせていただきます。こちらは事業報酬率の概要でございます。事業報酬でございますが、レートベースに事業報酬率を乗じて、そこから一般送配電事業者分の事業報酬を差し引くということによって計算するとされておりまして、その事業報酬率でございますけれども、これは自己資本報酬率と他人資本報酬率を30対70で加重平均した値を用いるということでございます。論点は、この30対70という比率を見直すべきかというところでございました。

この論点につきましては、5月、6月に御議論させていただいた際には、30対70を用いることとして、資金調達環境などに大きな変化があった場合には柔軟に見直すという案を事務局から示させていただくとともに、事業者が資本構成の改善に向けた努力を続けていくことが重要であろうということで、自己資本の積み増しなどの取組が的確に行われて

いるか、例えば、事後評価の機会などを通じて内部留保や株主配当の推移などを確認していくことが考えられるとしておりました。

その結果でございます。恐縮ですが、スライド2枚目に戻ります。結果でございますけれども、事業報酬の算定に用いる自己資本比率については、1ポツでございますけれども、現状は30%を用いることとしまして、資金調達環境などに大きな変化が確認された場合は柔軟に見直すことと整理されたのですけれども、2ポツ目でございます。他方でというところでございますけれども、現状より高い自己資本比率を使用することで事業者が自己資本比率を高めるインセンティブになるとはどういう理屈か等々の御指摘もいただいたところでございまして、事務局として論議の組み立て方が不十分だった点について、改めて整理するように求められたところでございます。

このような料金会合での御議論を踏まえまして、3ポツ目でございますけれども、今年の6月に開催されました電力・ガス取引監視等委員会で、今後の進め方につきまして、事後評価のタイミングに合わせて、各社の内部留保や株主配当の推移、自己資本比率に対する考え方等をヒアリングして、事務局として改めて自己資本比率の考え方をとりまとめた料金制度専門会合で説明すると整理された次第でございます。

本日は、その検討結果を報告するとともに、資金調達環境の変化についても確認をいたしましたので、併せて御報告させていただきたいと考えております。

スライドは、恐縮です、9枚目まで参ります。自己資本比率の考え方の整理でございます。前回の御議論を踏まえまして、現状よりも高い自己資本比率30%を用いる妥当性、そして自己資本比率の積み増しに対するインセンティブ、この2点について説明が足りていなかったのではないかと考えた次第でございます。

まず、スライド10枚目でございます。現状よりも高い自己資本比率30%を用いる妥当性ということでございます。1ポツ目でございますけれども、事業リスクの観点となります。一般的には、自己資本比率は事業リスクを踏まえ適切な水準を目指すべきであると考えられるところではございます。この点、小売事業者を取り巻く事業環境は、自由化に伴う競争によって総括原価方式・地域独占体制時代と比較して厳しくなっていることに加えまして、近年は資源価格の大きな変動などもございまして、こうした事業リスクに備えるために、財務バッファの役割を果たす自己資本を厚くする必要性は一層高まっているんじゃないかと考えているところでございます。

また、2ポツ目でございますが、各社の資金調達状況を踏まえた実務的な観点からの記

載となりますけれども、現在の旧一電各社の資金調達手段と申しますのは、自己資金での不足分については負債での調達に偏っているという状況でございます。このとき、資金の貸し手となる金融機関や社債権者でございますけれども、融資条件とかスプレッド等の決定に際して、企業の財務健全性を示す指標である自己資本比率を重視するというところでございまして、事業継続性の観点からもある程度高い水準の自己資本比率が求められていると考えられるところでございます。

こうした状況を踏まえますと、事業報酬の計算に使用する自己資本比率についても、旧一電各社が事業を安定的に継続していくための自己資本比率を目安として設定すべきであって、これは、旧一電各社が経過措置料金を担っていることも踏まえますと、旧一電各社が事業を安定的に継続していくという点で中長期的な需要家保護にもつながるものであらうと考えられるところでございます。

前回会合でも30%を目安として設定したところでございますけれども、今回、事務局でその目安の妥当性につきまして、負債投資家に対して情報提供を行うクレジットアナリストの方々にヒアリングをいたしました。前回はエクイティアナリストについてヒアリングをしておりましたけれども、今回はデット側の目線ということでございまして、クレジットアナリストにもヒアリングをしたということでございます。その中で、30%というのは肯定的な反応でございました。この点も踏まえますと、30%という水準は実務的にも合理的な水準であって、事業報酬の算定に使用する自己資本比率として妥当ではないかと考えているところでございます。

続きまして、スライド11枚目そして12枚目、ここら辺は参考でございますけれども、各社の資金調達の状況等々をまとめております。

スライド14枚目でございます。自己資本比率の積み増しに対するインセンティブについてでございます。この点でございますけれども、理論的には自己資本比率が30%に届いていない事業者は、規制料金の事業報酬によって差益を得ているということになります。この差益部分と申しますのは、利益（剰余金）の積み増し効果を持ちますので、自己資本比率を直接的に引き上げ、自己資本比率30%に近づくよう資本構成の改善を促す効果というものがあるのだらうと考えているところでございます。

他方で、過剰な株主還元方針でございますとか、自己資本比率を意図的に引き下げるような資本政策が採用されている場合には、この改善効果は発揮できないと考えられるところでございます。

この点、4ポツ目でございますけれども、前回会合でも、単体でインセンティブが働くものではないけれども、国としての考えを示してモニタリングをしていくということなら、事業者が自己資本比率を高めることにつながるのではないかと御意見も頂戴していたところでございます。

前回の御意見も踏まえまして、事務局としても継続的なモニタリングを続けていきたいと考えているところでございまして、5ポツ目でございますけれども、仮に過剰な株主還元方針や自己資本比率を意図的に引き下げるような資本政策等、現在自己資本比率30%を用いている趣旨に反するような行動が確認された場合には、事業報酬の算定に使用する自己資本比率の目標水準を見直すことを検討してはどうかと考えているところでございます。これは自己資本比率が30%に届いていない事業者に対しましては、自己資本比率の向上を促すインセンティブとして機能するのではないかと考えているところでございます。

そのモニタリングでございます。早速ではございますけれども、今回から事務局において実施いたしましたので、その結果について御説明をさせていただきたいと思っております。

スライドは16枚目でございます。まず、どういう観点で今回モニタリングをするのかというモニタリングの観点でございます。3つ挙げております。①の自己資本比率の目標値というのは、ある意味前提となります。それ以外の観点として、最終的な利益から株主への配当を控除したものが利益剰余金に計上されて自己資本比率を高めるということですから、株主還元方針を確認すること、これを②として挙げております。さらに、実際には負債と株主資本の相対的な割合で自己資本比率は変化するものでございますので、資本政策も併せて確認することを③ということで記載をさせていただいております。

スライドは17枚目です。各社の自己資本比率の目標値につきましては、実は本年6月に実施した第57回会合でも同様の資料を御提示しておりまして、今回も確認させていただきましたけれども、そこから年度をまたいでいないということもございまして、そんなに大きな変化というものはございません。経営計画等において、直近数年では20～25%以上、中長期的には25～30%以上を目標として掲げている事業者が大半と整理をさせていただいております。

この点、2ポツ目でございますけれども、前回会合において、一部の事業者は経営計画等において掲げている自己資本比率の目標値が30%を下回っていたことから、事業報酬の算定に用いる自己資本比率は事業者の目標値の水準に抑えるべき等の御指摘もいただい

ていたところでございます。

ですので、今回、目標値が30%を下回っている事業者に対しましては、事務局として追加的にヒアリングを行ったところでございます。ヒアリングをしましたところ、各社とも中長期的には現在掲げている目標値を超える水準で引上げを目指したいのだけれども、基本計画等の期間中に自己資本比率を急激に引き上げることはできないということで、ステークホルダーにコミットできる水準として現在の目標値を設定しているという回答でございました。

この点、自己資本比率の目標値でございますけれども、これは株式投資家等を含むステークホルダーとの対話を通じて、最終的には経営者の経営判断によって設定されるものだろうと考えておりますので、国として自己資本比率の急激な引上げを求めることは適切ではないと考えているところでございます。

現時点では、既に自己資本比率が30%超となっております中部電力を除きますけれども、全ての事業者が自己資本比率を引き上げることをステークホルダーにコミットしておりまして、また過剰な株主還元方針など資本構成の改善効果を薄める行動を行っていないということも今回、確認をいたしました。次年度以降もアップデートして状況を確認していきたいと考えているところでございます。

スライドは20枚目から22枚目にかけてですけれども、株主資本還元方針をまとめております。各社、財務状況等を勘案しながら配当を実施する方針となっております。23年度単体で見ましても、他の公益事業者と比較して高い数値になっていないということを確認した次第でございます。

スライド23枚目から27枚目までは、各社の資本政策についてまとめております。基本的には負債調達での方針という状況でございます。

25枚目ですけれども、負債の増減額も確認をしましたけれども、負債残高が増加した会社においても、規制料金値上げ前または直後の資金繰りが厳しいときの借入れであったり、投資に際しての必要資金ということで、特異な動きは確認されなかった次第でございます。

スライドは26枚目でございます。資本政策についても、九州電力のみA種優先株式からB種優先株式へのリファイナンスを行っておりますけれども、それ以外の事業者は、特段動きはございません。

スライドは29枚目でございます。資金調達環境の変化でございます。前回の第57回会

合では、事業報酬の算定に用いる自己資本比率について、規制料金の事業報酬の計算に使用する自己資本比率は30%を用いるとしたのですけれども、資金調達環境などに大きな変化が確認された場合は、柔軟に見直すこともお示したところでございます。

それを踏まえまして、今回、事務局において、旧一電各社、クレジットアナリスト、エクイティアナリストに電力業界を取り巻く資金調達環境の変化についてヒアリングをさせていただきました。

ヒアリングの結果、過去著しく事業環境が悪化した東日本大震災後の状況からは回復しつつございまして、複数の会社で格付けが上がったといった例もあるのですけれども、直近の金利上昇でございますとか、一般担保付社債が今年度、2024年度末をもって廃止になる影響でございますとか、金融機関のCO₂多排出企業への融資の厳格化等、特に負債調達に対して懸念要素もあることが確認されたところでございます。現時点では、資金調達環境に大きな影響を与えるほどの変化というものは確認されなかったわけございまして、30%から見直す必要性は乏しいと考えておりますけれども、資金調達環境につきましては、引き続き注視していきたいと考えているところでございます。

最後、スライド32枚目でございます。まとめでございます。自己資本比率の考え方は、繰り返しになりますので割愛させていただきますけれども、今後の予定といたしましては、最後のポツでございますけれども、継続的にモニタリングを実施しまして、自己資本比率を意図的に引き下げるような行動等、趣旨に明らかに反するような行動等が確認された場合には、事業報酬の算定に使用する自己資本比率の目標水準を見直すことを検討することというふうにしたいと考えております。

そのため、本日のスライドの中で3ポツ、4ポツでまとめております内容につきましては、次年度以降も引き続き確認することとしたいと思っております。具体的には、次回は来年の同時期の料金制度専門会合で、最新事業年度のものにアップデートした内容を御報告させていただけないかと考えている次第でございます。

私からの説明は以上になります。

○山内座長　ありがとうございました。

事業報酬の算定における自己資本比率の問題ですね、これは今まで過去2回ぐらいやっ
ていまして、いろいろ御意見伺って、事務局としてはそれに対するお答えを含めて検討し
て、どういう扱いにするかということをお提案いただいたということでもあります。

それでは、御質問・御意見等あれば御発言願います。どなたかいらっしゃいますでしょ

うか。これも挙手機能でお願いいたします。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 松村です。発言します。

前回に整理されたことだから仕方がないのですが、私は歴史的な評価に堪えられないひどい議論だったと思っています。今回の資料でも、例えばまとめのところで、差益部分は利益の積み増し効果を持つため、自己資本比率を引き上げ、資本構成の改善を促す効果があるなどという記述が残っていることに対して強い不満を持っていますが、もう前回負けたことなので、これ以上言っても仕方がないのかもしれない。

これは論理的に言えば、例えば鉄塔建設に本当にかかっているコストは100だけど、100じゃなくて150と認定してあげれば、その分利益が増える。利益が増えれば、無茶なことをしなければ自己資本比率が上がりますね、その原資になりますね、とっているのと一体何が理屈として違うのか。そんな無茶な理屈は絶対に言わないと思うのですけれども、それと論理的には同じことを言っているのだということをもう一回自覚していただきたい。かなり恥ずかしい議論をずっと続けていると私は思います。

次に、ようやくインセンティブらしいものが出てきたと受け止めました。大きな改善だったと思います。3割というのを認めるというのは、自己資本比率を改善し、3割に向けて積み増していく努力をするということの合意の下で、業界全体でそうなっていることの合意の上でそうしている。実際にそのように近づけていく。ただ、それは今低いところを急激に3割に上げるということではなく、それなりの時間をかけて徐々に上げていくということも許容した上で、3割に上げていくという動きがちゃんと確認されることを前提として、したがって、それに反するような行動が出てきたら、3割を認めるかどうかということについては再検討の対象になるということだと思います。3割というのはいわばルールで決めたことなので、この委員会で変えられると思っています。

自己資本比率を上げるという努力が十分見られないということを認定したら、もし次に値上げ申請が出てくるのが仮にあったとしても、それは3割は認めないことも当然あり得ることだと私は受け止めています。理解が間違っていたら訂正してください。

その上で、説明はかなり変だったと思うのですが、意図的に自己資本比率を引き下げるような何か変な行動というのを取っていたとしたら駄目だ、意図的に異常な行動を取っていたら駄目だという説明を受けたような気がします。それは何かおかしいんじゃないでしょうか。中部電力に関してならそうだと思うのですが、つまり今3割を達成していて。ど

のみち3割を切ったって3割で認められるのだから、だから意図的に下げるという行動を仮に取ったとして、それは駄目ですよということを言うのは、今3割に到達している企業に関してはそうだと思うのですけれども、これは今3割に到達していないところが意図的に下げるような変な行動を取っていなければオーケーなんていうのは、どう考えてもおかしい。ここに書いた趣旨は、3割に向けて積み増していくという動きが確実に確認できる、それは長い時間かかるかもしれないけれども、確実に前進していることを確認するということなのだと思います。

まかり間違っても、変なことをしていないことを確認するのではなく、そんなこと当然のことで、そんな動きが見られたらもちろん駄目なのですが、それがなきゃオーケーという整理ではなく、3割に向けて改善する努力が私たちにも分かるように、消費者に分かるようにしているということをちゃんと確認することが重要だし、それが見られなければ、よほど異常な変なことをしてなかったとしても、やはり認めるべきではないと思います。この点については、まかり間違っても異常なことをしていないことだけを確認するなどというようなことのないように、ぜひモニタリングをきちんとしていただきたい。

さらに事業者については、今回、目標3割にしていないところは丁寧に聞いたということなので大丈夫だとは思いますが、事業者としては3割が正しいとは思わない、自分たちは25%が正しいと思っているのだということであれば、それは堂々と言うべきだと思います。今日の説明からすれば、本当に3割に近づけていく、数年でということは無理かもしれないけれども、もう少し長いレンジでなら近づけていくということに合意したということを前提にして私たちは議論しているので、もしそうでなければ、事業者は明確に意思表示すべきだと思います。

最後に、今しゃくし定規なことを言いましたが、もちろん何かショックがあった、その結果急激に自己資本が下がることもあり得る中で、そのようなことがあっても駄目だというしゃくし定規なことを言っているつもりではありません。でも、そのような異常事態がないにもかかわらず、自己資本比率が、そんなことしていたら100年たたないと3割に到達しないじゃないかというような積み増しが出てくれば、私は積極的にノーだと言わなければいけないと思います。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

次、華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員　華表です。資料7の自己資本比率の考え方につきまして、私は事務局の考え方の整理を支持します。私が以前にも申し上げたことの繰り返しにはなりませんので恐縮ですけれども、32ページでまとめてくださっているとおり、電気事業は市場のボラタリティの高まりなども踏まえると、事業リスクは高まっていると思いますし、自己資本を厚くする必要があると思います。このままの自己資本比率を維持することは、クレジットアナリストの言葉からも分かりますとおり、資金調達が困難になって借入れ金利が上がって、需要家の負担が結果的に大きくなるというようリスクも考えられるように思っています。

実態よりも高い自己資本比率を適用しても、事業者側が利潤を得るためだけに使うのではないかということについては、実際に事業に身を置いている事業者からすると、今の自己資本比率が危機的な状況であることは、事業者自身が誰よりも感じていると思いますので、事業者としては自己資本比率を高めようとするのが自然だと思いますし、実際に19ページを見ても、過去にも電力会社は少なくとも今より高い自己資本比率を目指してきたということは見てとれますし、18ページを見ても、中長期的には30%程度の自己資本比率を目指していくことを目標としているということだと理解しています。

もちろん、そのような事業者の自律的なインセンティブのみに頼るというのは不確実であるというような声もあると思いますが、そういう声に応じるために、事務局としても、モニタリングをするということでそれを担保するという案にしてくださったと理解しておりますし、そういう立てつけであれば、十分に事業者に自己資本比率を高めることを促すということにつながるように考えています。

私からは以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

次は、新家委員どうぞ。

○新家委員　新家です。ありがとうございます。私も、まずは全体の事務局がとりまとめたいただいた案については、賛同いたします。

私自身、金融機関で、エクイティアナリスト側で電力会社を担当している身として、まず歴史的な状況を確認させていただくと、確かに財務状況については、全然30%いつまでたってもいかなないじゃないかという実績についての御指摘はごもっともだと思いますが、特に自由化とともに、かつ原発の再稼働が十分に進まない中で、特に原発の再稼働が実現してない会社においては、安全対策投資がかなりかさむような状況が続いていますの

で、自助努力は一生懸命しているところではあると思うのですが、一足飛びには自己資本比率が改善していかないという現実はあるのかなというふうに思っています。

なので、私自身、エクイティアナリストとして電力会社に向き合う限りにおいては、少なくとも今回、これからのモニタリング対象の中で、不適切と思われるような行為があった上で自己資本比率の上昇が抑制されている事例というのは、少なくとも私が見る限りにおいてはあまりまだ見当たらないかなというふうに感じております。

今回の事務局の案の中では、特に従来は私も含めたエクイティアナリストの意見を主に抽出していましたが、今回、格付機関というデッド側の機関のオピニオンをしっかりと取り込んだ上で、信用リスクに基づいたコメントを入れたという意味で、より客観性という意味では補強されているんじゃないかなというふうに思いますし、もう1点目としては、今回モニタリングをしっかりとするというところですね。これによって、不適切な行動というか自己資本の向上を阻害するような行為というのはしっかり当局としてはモニタリングしていくわけですし、かつ松村先生も御指摘になったとおりに、着実に上げていく努力を企業としてやっているかどうか。それもしっかりモニタリングすることによって、一定程度不適切な行為が行われないような牽制機能というのは果たせるんじゃないかなというふうに思っていますので、そういう意味で今回の事務局案というのには、私としては賛同をしたいというふうに思っております。

どうしても金融に置く身としては、負債側はどちらかというとき自己資本比率はできるだけ高くする方向で、エクイティアナリストのほうは資本効率を重視するほうなので、過剰な自己資本というよりは適切な自己資本のレベルというところを意識するわけですが、今回の資料の格付機関のコメントにもあるとおり、つまり自己資本がどんどん増えることをそんなに望んでいない側であるエクイティアナリスト側であっても、現在の電力会社の多くである自己資本比率というのは、さすがにちょっと低過ぎるんじゃないかという意識がある中で、結果的には株主へのリターンである配当水準については、電力会社の中でも歴史的に低い水準のままで推移している会社もありますので、そういう意味でいうと、過剰に株主還元をして自己資本の比率の向上を抑制しているような行為って、そもそも会社自身がそういうことは指向してないのかなというふうに、これは私自身が日頃の業務の中で感じてはいるところでございます。

私のほうからは以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

次、大橋委員どうぞ。

○大橋委員　ありがとうございます。料金規制を遂行するための事業リスクってあると思うのですが、そうしたリスクに対して、一定程度財務のバッファを保障することで確実な料金規制の履行が実施できる体制とするというのが、ここでの本旨なのかなというふうに思っていました。

今後ですが、金利上昇局面がある中で、資金の調達環境って変化し得るという状況にあると思いますけれども、他方で電力事業における投資ニーズというのは引き続き旺盛なので、借入れニーズというのは今後も高いのかなというふうに思っています。

企業としては、この資本政策というのは料金規制のためにやっているというよりは、株主などステークホルダーのために、企業価値の最大化のために何をやるのかということであって、自己資本比率を意図的に変えることも技術的には可能だと思いますけれども、そうした数字における技術的な操作を促すというよりは、企業価値の最大化のために企業の取組を妨げないようにすることが、私はここで重要なことなのかなというふうに思っています。

ということで、今回の御提案について私は賛成でありまして、資金調達環境って変わってくると思うのですが、そうした中で、もしこの議論がもう一回されるという時点になったときには、そうした企業の資本政策として最適なものを企業自身に考えていただくということの重要性というのは、しっかり踏まえていくべきなのかなというふうには思っています。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長　ありがとうございました。

ほかに御発言御希望の方いらっしゃいますか。ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、特に御意見いただきましたコメントをお願いしたいと思います。

○下津取引監視課長　多々御意見いただきまして、ありがとうございました。

まず、松村委員のほうから、もし違っていたら御指摘をということでしたコメントがございました。今回モニタリングして、次回値上げ申請があったときには自己資本比率を下げるということかという御指摘があったと思うのですが、自己資本比率自体は算定規則に書かれているものでございまして、その値上げ申請が出たときの算定規則に基づいて料金審査をやるということになります。ここで我々が毎年度モニタリングをして

いくという趣旨は、毎年度毎年度モニタリングをして、もし事業報酬の算定に使用する自己資本比率の目標水準を見直すような事象を確認した場合には、それは値上げ申請が来るまでもなく見直しを検討することとしてはどうかということでございます。いずれにしましても、モニタリングについてはしっかりやっていきたいと思っております。

それからモニタリングに関しまして松村委員のほうから、趣旨に反するようなネガティブな否定的な動きだけを見るということではなくて、3割に近づけるべく努力しているその動きも確認をすべきじゃないかと、これはたしか新家委員も御発言されたかなと思っております。また、モニタリングに関しては華表委員も御発言されて、華表委員、新家委員は事務局の案に賛成ということでしたけれども、モニタリングはしっかりしてほしいということだったと思っております。

今後、これは本日のスライドにしっかりと書き込みましたので、我々事務局としても、ネガティブな趣旨を害するような行為にプラスして、自己資本比率を高めていくような動きも含めて、モニタリングをしっかりとしていこうというふうに考えているところでございます。

それから最後、大橋委員から企業の資本政策の観点で、企業自体が決めていくということの重要性ということも御発言いただいたと思っております。それについても、我々重々承知しております。今後、モニタリングを受けて我々自己資本比率の水準を見直すことを検討するかどうかという判断をしていくわけですけれども、いただいた御意見を踏まえて判断していきたいというふうに思っております。

事務局からは以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

先ほど九州電力の田中オブザーバーがお手を挙げていらっしゃいましたけど、御発言いかがなさいますか。

○田中オブザーバー　　すみません、手を挙げるタイミングが遅くなってしまいました。今さらながらという感じもしますが、ちょっとだけコメントさせていただきたいと思います。

我々事業者としても、事業環境が変化していく中でも、引き続き安定供給を確保してカーボンニュートラルの実現に向けて脱炭素投資を進めていくためには、やはり資本の充実といったものが必要と認識してございまして、そういう認識の下、自己資本比率の改善に努めているところでありますので、今回御提示いただいた事務局案には賛同します。

なお、モニタリングに際してですけれども、事業者の行動の背景・理由なども丁寧に聞き取っていただいた上で、総合的に御評価いただければなというふうに考えてございます。

コメントは以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

これ、特に事務局のほうからはよろしいですか。

○下津取引監視課長　モニタリングについては、丁寧にかつ厳正にやっていきたいと思えます。

○山内座長　ありがとうございました

もしよろしければ以上であれですけれども、この問題について、実務系の金融の方から支持いただいたということだと思いますけど、原理原則としてどうなのだという御指摘は松村委員からいただきました。ただ、今もありましたように、モニタリングをしっかりとするというようなことと、またいろいろ環境が変わったときにこれを考え直していくということ全部含めて、当面、この案でよろしいのではないかというふうに私は判断いたしましたところであります。

よろしいでしょうか。何かまた問題提起がありましたら、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事予定は以上ということになります。この先は事務局のほうで議事を進行していただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○下津取引監視課長　山内座長、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、案ができ次第送付をさせていただきますので、御確認のほどよろしく願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第63回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日は、ありがとうございました。

——了——